

## 北島町外国語指導助手派遣業務公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

北島町では、学校教育の充実を図るとともに、複雑かつ急激に変化する社会環境に的確に対応できる力や、豊かな人間性を育む教育が求められている。

本業務は、小中学校に英語指導助手を配置することで、小中学校における外国語教育の充実及び国際理解の推進を図るとともに、児童生徒の外国語によるコミュニケーション能力を高めることを目的とする。

本要領では、「北島町外国語指導助手派遣業務」に係る委託の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定める。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名 北島町外国語指導助手派遣業務
- (2) 業務内容 別添「北島町外国語指導助手派遣業務 仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日

### 3. 予算額

委託料の上限は16,632千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。  
年度ごとの提案限度額は、次のとおりとする。

| 年度区分  |                     | 提案限度額   |
|-------|---------------------|---------|
| 令和7年度 | 令和7年4月1日～令和8年3月31日  | 5,544千円 |
| 令和8年度 | 令和8年4月1日～令和9年3月31日  | 5,544千円 |
| 令和9年度 | 令和9年4月1日～令和10年3月31日 | 5,544千円 |

### 4. 実施形式 公募型

### 5. スケジュール

- 令和6年12月26日（木） 実施要領等の公表
- 令和6年12月26日（木）～令和7年1月14日（火）  
質問受付期間
- 令和7年1月20日（月） 質問に対する回答期限
- 令和6年12月26日（木）～令和7年1月31日（金）  
参加申込書及び企画提案書等の提出期間
- 令和7年2月10日（月） プレゼンテーション審査
- 令和7年2月14日（金） 選定結果通知
- 令和7年4月1日（火） 契約締結

### 6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 参加申込時点において、北島町令和6年度一般競争入札参加資格を有しており、指名停止等を現に受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ) 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 過去6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
- (8) 一般労働者派遣事業許可を受けていること。
- (9) 中国四国地方に本社、支社、支店又は営業所のいずれかを置く者
- (10) 徳島県内または隣県（香川県・高知県・愛媛県）の地方公共団体において学校教育のための外国語指導助手を派遣した実績を1年以上有し、かつ現在も該当する地方公共団体と契約を締結していること。

## 7. 質問・回答

- (1) 提出方法 別添の質問書（様式第3号）により、電子メールまたはFAXにて提出すること。  
 ※件名は「(質問) 令和7年度北島町外国語指導助手派遣業務」とする  
 ※必ず電話等で送信した旨を伝えること。
- (2) 期限 令和7年 1月14日（火）16時まで（必着）
- (3) 提出先 北島町教育員会
- (4) 回答方法 回答は、令和7年 1月20日（月）までに、北島町のホームページに掲載する

## 8. 参加申込の手続き

- (1) 提出書類
  - プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び北島町財務規則（昭和42年北島町規則第3号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。
  - ア 参加申込書（様式第1号） 1部
  - イ 会社概要書（様式第2号） 1部
  - ウ 業務実績に関する書類（任意様式） 1部

- エ 企画提案書（任意様式） 6部  
 ※9.（2）No.1から8の内容を記載すること
- オ 見積書及び見積内訳書（任意様式） 1部  
 ※内訳は、採用経費、研修経費、管理経費、給与、保険料ごとに記載すること。  
 ※その他必要な経費が発生する場合は、項目別に記載すること。
- カ 納税証明書写し 1部
- キ 労働者派遣事業許可証写し 1部
- (2) 提出期間及び時間  
 令和7年1月31日（金）16時【必着】
- (3) 提出方法  
 持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。
- (4) 提出先 北島町教育員会
- (5) 留意事項  
 原則としてA4判、縦型、横書き、左綴じで作成すること。

## 9. 審査方法等

- (1) 企画提案書等の審査は、北島町外国語指導助手派遣業者選定審査委員会が行う。
- (2) 審査基準

|           | No.         | 評価項目   | 評価の視点・指標                                | 配点 |
|-----------|-------------|--|---|----|
| 組織評価      | 1           | 会社概要   | 企業理念、経営規模、業務内容                          | 5  |
|           | 2           | 組織体制及び業務執行技術力  | 業務遂行のための適切な体制となっているか                    | 10 |
|           |             |  | 当該業務を遂行するために必要な知識・経験があるか                |    |
| 四国内での派遣実績 |             |  |   |    |
| 提案内容評価    | 3           | 外国語指導助手の採用体制   | 採用基準（学歴、資格、日本語能力など）は適切か                 | 15 |
|           |             |  | 外国語指導助手の質を確保するため、採用活動を行える体制があるか         |    |
|           |             |  | 外国語指導助手の在籍人数                            |    |
|           |             |  | 複数年継続して配置できる体制であるか                      |    |
|           | 4           | 外国語指導助手の研修体制   | 業務の質を確保するための研修を行う体制が整っているか              | 15 |
|           |             |  | 配置前後の研修が十分に行われているか                      |    |
|           |             |  | 日本での生活や、学校におけるコミュニケーションについての研修体制が整っているか |    |
|           |             |  | 配置後の勤務状況に対する評価や指導などフォローする体制は十分か         |    |
| 5         | 外国語教育に対する取組 | 学習指導要領に対応した教材の開発や外国語教育に関する研究体制は十分か                   | 15                                      |    |
|           |             | 外国語指導助手の効果的な活用等児童生徒の外国語によるコミュニケーション能力向上に向けた独自の提案はあるか |   |    |

|   |    |        |                                    |     |
|---|----|--------|------------------------------------|-----|
|   | 6  | 管理体制   | 労務管理の体制は適切か                        | 10  |
|   |    |        | 評価を適切に実施し、指導改善、交代等の対応が行える体制が整っているか |     |
|   |    |        | 住居、交通など日常生活支援を含めたサポート、管理体制は十分か     |     |
|   | 7  | 危機管理   | 事故やトラブルなどの緊急時に迅速に対応できる体制はあるか       | 10  |
|   |    |        | 法令遵守、リスク管理の体制は十分であるか               |     |
|   | 8  | 相談連絡体制 | 教育委員会、学校との連絡が速やかに行える体制が整っているか      | 5   |
| 教育委員会、学校からの要望等に適切に対応できる体制となっているか          |    |        |                                    |     |
| 労働者派遣法に関する諸手続など、教育委員会及び学校へのサポート体制は充実しているか |    |        |                                    |     |
| その他                                       | 9  | 費用     | 配点×参加者中の最低提案価格÷提案価格                | 5   |
|   | 10 | 取組姿勢   | 説明に説得力があるか<br>積極的に取り組む意欲を感じるか      | 10  |
| 合計  |    |        |                                    | 100 |

### (3) プレゼンテーションの実施

1事業者あたり20分以内で説明を行い、説明終了後に審査委員が質問を行う。1事業者あたりのプレゼンテーションの時間は、説明と質疑を含めて30分以内とする。なお、プレゼンテーションの実施日時、場所等については次のとおりとし、詳細日程等は、文書で提案者に通知する。

日時 : 令和7年 2月10日 (月)  
 場所 : 北島町総合庁舎 6階視聴覚室  
 準備物 : パソコン等 (プロジェクター及びスクリーンは町で準備する。)  
 順番 : 参加申込書の提出順とする。

### (4) 委託契約候補者の決定

各審査委員の採点の合計点 (以下「評価点」という) が最も高い事業者を委託契約候補者とする。なお、評価点が高点の場合は、次により委託契約候補者の選定を行う。

<順位付けの条件>

- ① 提案内容評価の点数の合計が最も高い事業者
- ② ①が複数ある場合は、評価項目のうち、取組姿勢の点数の合計が最も高い事業者
- ③ ②が複数ある場合は、見積書の金額が最も低い事業者

## 10. 審査結果

審査結果については、参加者全員に対して自己の結果のみを通知する。また、委託契約候補者を北島町ホームページにおいて公表する。

なお、評価の詳細、評価点、審査の経緯及びその他の内容は公開しない。また、審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

### 1 1. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

### 1 2. 情報公開及び提供

町は企画提案者から提出された企画提案書等について、北島町情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの委託契約候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

### 1 3. その他

#### (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

#### (2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。緊急の場合その他やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を北島町に請求することはできない。

#### (3) 参加辞退の場合

企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式第4号）を教育委員会宛てに提出すること。

#### (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーションに正当な理由なく欠席した場合

カ 見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

#### (5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、町が必要と認める場合には、町は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 本件に係る契約は、令和7年度当初予算の議決を要することから、当該予算が成立することを条件とする。

1 4. 問合せ先・提出先

北島町教育委員会

住所 〒771-0285

徳島県板野郡北島町中村字上地23-1

電話 088-698-9812

FAX 088-698-1121

メールアドレス [kyouiku@kitajima.i-tokushima.jp](mailto:kyouiku@kitajima.i-tokushima.jp)